

徳島県告示第六十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和七年二月四日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類		廃止の届出	廃止
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	種 類	の 受 理 日	年 月 日	止
医療法人道志社	徳島市大原町余慶一番一	訪問看護ステーションアイナ	徳島市大原町千代ヶ丸一四六番地	訪問看護	令和六年十一月二十六日	令和六年十二月三十一日	
株式会社Be Brave	大阪市福島区福島七丁目三 ー一八 第一住建福島駅前 ビル五階	訪問看護ステーションビブレ藍住	板野郡藍住町奥野字原八六 ー一 ロマンズハイター〇 三	同	同 二十八日	同	
医療法人村山内科	三好市池田町サラダ一七九 五番地一	村山内科	三好市池田町サラダ一七九 五番地一	同	同 十二月三日	同	
有限会社ティーエー シー	徳島市佐古二番町一一番六 ー六〇一 号	青い鳥デイサービス センター	徳島市佐古六番町一二番一 号	通所介護	同 十一月三十日	同	